99-143

問題文

薬剤師免許(以下「免許」という。)に対する処分等に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 免許の処分に当たっては、薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければならない。
- 2. 薬剤師が成年被後見人となったときは、免許が取り消される。
- 3. 戒告は最も軽い処分であるため、再教育研修の対象とはならない。
- 4. 薬剤師業務の停止期間は3年以内である。
- 5. 免許を取り消された者が再び免許を取得しようとする場合は、改めて国家試験を受けて合格しなければならない。

解答

2, 4

解説

選択肢 1 ですが

薬剤師法 8 条によれば、免許の処分のような行政処分が行われる際には医道審議会の意見を聴くことが必要です。薬事・食品衛生審議会では、ありません。ちなみに、薬事・食品衛生審議会の役割としては、医薬品の承認や、薬事・食品関連の調査・審議を行うことです。よって、選択肢 1 は誤りです。

選択肢 2 は、その通りの記述です。

選択肢 3 ですが

薬剤師法 8 条によれば、戒告を受けた薬剤師に対して再教育研修を受けるよう、命じることができるとあります。 (H 18 年 6 月、改正薬事法より、導入。) よって、選択肢 3 は誤りです。

選択肢 4 は、正しい記述です。

選択肢5ですが

再免許取得において、改めて国家試験を受験する必要はありません。ちなみに、再教育研修を受ける必要があります。よって、選択肢 5 は誤りです。

以上より、正解は 2,4 です。